

人権尊重都市鳥取市の実現をめざして

シリーズ
@じんけん

Vol.444

インターネットと人権～お互いの人権を守るために～

問 本庁舎人権推進課 (43 番窓口) ☎ 0857-30-8071 ☎ 0857-20-3945

インターネットによる人権侵害

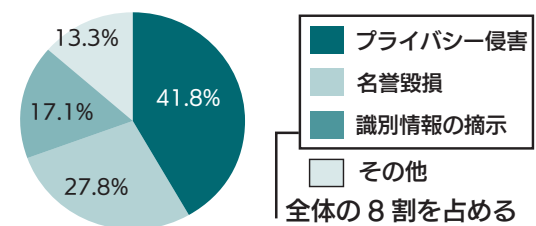
インターネット（以下、「ネット」）上には、掲示板やSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）などコミュニケーションを広げる便利な機能があり、利用者が増加しています。一方で、悪質な書き込みや個人のプライバシー侵害など、他人の人権を侵害する問題が発生しています。

法務省が公表している令和3年における「ネット上の人権侵犯事件の状況」では、「プライバシー侵害」「名誉毀損」「識別情報の摘示」が全体の8割以上を占めています。他者の人格や尊厳を傷つけるような行為は、決して許されません。

人権侵害への対応

このようなネット上の悪質な書き込みを早期発見し、削除につなげる「インターネットモニタリング」の取り組みが全国的に広がっています。

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（新規開始）



「法務省人権擁護局 令和3年における「人権侵犯事件」（計1,736件）の状況について（概要）」をもとに作成

法務局では、利用者の多いネット上の掲示板などで差別的で悪質な書き込み、とくに「差別を助長するような書き込み」、「重大な人権侵害にあたる」と判断した書き込みについては、掲示板の管理者、プロバイダ事業者などに書き込みの削除を要請しています。また、ネット上で誹謗中傷の被害を受けた人などから相談を受けた場合は、相談者にプロバイダ事業者への削除依

頼の方法なども助言しています。なお、法務省は、「特定の地域が同和地区である、またはあった」と指摘する情報は、原則、削除要請の措置などの対象とすべきとしています。

人権侵害を防ぐために

ネット上の差別を助長するような書き込みに気づいたら、放置しないで法務局や県、市などの相談機関へ相談することが大切です。ネットは、匿名で、世界中に公開・拡散でき、その内容は誰でも保存できるため、完全に消すことは困難となります。

ネットは多くの人に利用されています。私たち一人ひとりが、差別を助長するような書き込みは許されないという認識をもつことも大切です。顔が見えないからこそ、お互いの人権を尊重することを忘れずに、ルールやモラルを守り、配慮を持ってネットを利用しましょう。

人権に関する各種相談窓口

- 鳥取地方法務局 人権擁護課
☎ 0857-22-2289
- 鳥取県弁護士会
☎ 0857-22-3912
- 鳥取県総務部人権局 人権・同和対策課
☎ 0857-26-7677

- 鳥取市中央人権福祉センター
☎ 0857-24-8241
- 法務省 みんなの人権 110 番
☎ 0570-003-110
(全国共通人権相談ダイヤル)

